

水道水

水質検査結果書

1 / 1
No. 3 - 491367
平成20年 7月 16日

㈱アクアス総研 殿

貴殿御依頼による平成20年7月4日に委託された試料の検査結果は次の通りです。

検査期日 平成20年7月4日～平成20年7月16日

水質検査部門管理者 水環境部 小野沢 益典

平成理研株式会社

環境科学センター
〒321-0912 栃木県宇都宮市石井町2856-3
TEL 028 (660) 1700

代表取締役社長 福田 良夫
水質検査機関登録 登録番号 第76号
建築物飲料水水質検査業登録栃木県56年水第42号

水源の名称	飲料水 水道水原水	採取年月日	平成 20年 7月 3日	前日天候		当日天候		曇り
採取場所	東京都江戸川区K邸	採取時刻	12時 00分	水温	22.7 °C	気温		°C
区分	浄水 採水者名	外観	無色透明	残留塩素			0.44	mg/L

コード	検査項目	単位	分析値	検査方法	判定
1	大腸菌群		不検出	特定酵素基質培地法 (検出されないこと)	適
2	一般細菌	個/mL	0	平成15年厚生労働省告示第261号1号(100以下)	適
3	クロロホルム	mg/L	0.017	平成15年厚生労働省告示第261号22号別表第14(0.06以下)	適
4	ジブromクロロメタン	mg/L	0.005	平成15年厚生労働省告示第261号24号別表第14(0.1以下)	適
5	総トリハロメタン	mg/L	0.032	平成15年厚生労働省告示第261号26号(0.1以下)	適
6	ブロモジクロロメタン	mg/L	0.010	平成15年厚生労働省告示第261号28号別表第14(0.03以下)	適
7	ブロモホルム	mg/L	<0.001	平成15年厚生労働省告示第261号29号別表第14(0.09以下)	適
8	ジェオスミン	ng/L	<0.000001	平成15年厚生労働省告示第261号41号別表第25(0.00001以下)	適
9	2-メチルイソボルネオール	ng/L	<0.000001	平成15年厚生労働省告示第261号42号別表第25(0.00001以下)	適
10	pH値	(23°C)	7.4	平成15年厚生労働省告示第261号46号(5.8～8.6)	適
11	臭気		異常なし	平成15年厚生労働省告示第261号48号(異常でないこと)	適
12	色度	度	<1	平成15年厚生労働省告示第261号49号別表第36(5以下)	適
13	濁度	度	<0.1	平成15年厚生労働省告示第261号50号別表第41(2以下)	適
	-以下余白-				

() 内は基準値です。 判定は浄水のみです。

アクアスファイブ 浄水

水質検査結果書

1 / 1
No. 3 - 491368
平成20年 7月 16日

㈱アクアス総研 殿

貴殿御依頼による平成20年7月4日に委託された試料の検査結果は次の通りです。

検査期日 平成20年7月4日～平成20年7月16日

水質検査部門管理者 水環境部 小野沢 益典

平成理研株式会社

環境科学センター
〒321-0912 栃木県宇都宮市石井町2856-3
TEL 028 (660) 1700

代表取締役社長 福田 良夫
水質検査機関登録 登録番号 第76号
建築物飲料水水質検査業登録栃木県56年水第42号

水源の名称	飲料水ろ材交換後 浄水	採取年月日	平成 20年 7月 3日	前日天候		当日天候		曇り
採取場所	東京都江戸川区K邸	採取時刻	時 分	水温	22.7 °C	気温		°C
区分	浄水 採水者名	外観	無色透明	残留塩素			0.01	mg/L

コード	検査項目	単位	分析値	検査方法	判定
1	大腸菌群		不検出	特定酵素基質培地法 (検出されないこと)	適
2	一般細菌	個/mL	0	平成15年厚生労働省告示第261号1号(100以下)	適
3	クロロホルム	mg/L	<0.001	平成15年厚生労働省告示第261号22号別表第14(0.06以下)	適
4	ジブromクロロメタン	mg/L	<0.001	平成15年厚生労働省告示第261号24号別表第14(0.1以下)	適
5	総トリハロメタン	mg/L	<0.001	平成15年厚生労働省告示第261号26号(0.1以下)	適
6	ブロモジクロロメタン	mg/L	<0.001	平成15年厚生労働省告示第261号28号別表第14(0.03以下)	適
7	ブロモホルム	mg/L	<0.001	平成15年厚生労働省告示第261号29号別表第14(0.09以下)	適
8	ジェオスミン	ng/L	<0.000001	平成15年厚生労働省告示第261号41号別表第25(0.00001以下)	適
9	2-メチルイソボルネオール	ng/L	<0.000001	平成15年厚生労働省告示第261号42号別表第25(0.00001以下)	適
10	pH値	(27°C)	6.9	平成15年厚生労働省告示第261号46号(5.8～8.6)	適
11	臭気		異常なし	平成15年厚生労働省告示第261号48号(異常でないこと)	適
12	色度	度	<1	平成15年厚生労働省告示第261号49号別表第36(5以下)	適
13	濁度	度	<0.1	平成15年厚生労働省告示第261号50号別表第41(2以下)	適
	-以下余白-				

() 内は基準値です。 判定は浄水のみです。